

【関係資料1】

財産処分制限期間について

補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。

財産処分制限期間 一覧

太陽光発電	17年
(建物附属設備である場合)	15年
風力発電	17年
バイオマス発電	15年
水力発電	20年
地熱発電	15年